

## 【寡婦年金の詳細】（令和6年3月1日時点）

### ■受給要件

国民年金第1号被保険者として（任意加入被保険者期間を含みます）死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの保険料を納めた期間（保険料免除期間も含みます）が10年以上ある夫が死亡された場合に、その夫と10年以上継続して婚姻関係（事実上の婚姻関係を含みます）にあり、生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間支給されます。なお、死亡された夫が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けていた場合や妻が繰上げ支給の老齢基礎年金を受けている場合は支給されません。

### ■年金額

寡婦年金額
$\frac{\text{夫が受けられた第1号被保険者期間に係る老齢基礎年金の額} \times 3}{4}$

※寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合は、受ける方の選択によって、どちらか一方を受給することができます。

### ■申請方法

請求手続きには、国民年金寡婦年金裁定請求書、世帯全員の住民票の写し、戸籍謄本、死亡者の住民票の除票などの添付・確認書類が必要になります。詳細については、相談窓口等でおたずねください。

### ■申請時期

寡婦年金を受ける資格ができた日から5年以内

参考：日本年金機構ホームページ

日本年金機構パンフレット「遺族年金ガイド」